県章

三重県公報

平成30年4月2日（月）
号　外

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
257	都市計画の変更及びその図書の縦覧	（都市政策課）	2
258	同件	（同）	2
259	同件	（同）	2
260	同件	（同）	3
	公　　告		
	都市計画区域の変更	（都市政策課）	3

告　　示

三重県告示第 257 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 2 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称

上野都市計画区域区分

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 258 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 2 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称

伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 259 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 2 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称

伊賀都市計画道路

1･1･1 号名阪国道

3･4･2 号伊賀上野駅八幡町線

3･4･4 号服部橋新都市線

3･4･5 号車坂長田橋線

3･4･7 号小田八幡町線

3･4･8 号伊賀上野橋新都市線

3･5･10 号大阪上野線

3･5･11 号南平野木興線

3･5･14 号市部下友生線

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 260 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 2 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称

伊賀都市計画河川

第 1 号 一級河川矢谷川

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

公　　告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、上野都市計画区域、阿山都市計画区域、伊賀都市計画区域及び青山都市計画区域を 1 つの都市計画区域とし、次のように変更します。

平成 30 年 4 月 2 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画区域の名称

伊賀都市計画区域

2　都市計画区域に係る土地の区域

伊賀市上野車坂町、上野田端町、上野伊予町、上野寺町、上野新町、上野鍛冶町、上野片原町、上野玄蕃町、上野赤坂町、上野農人町、上野東町、上野中町、上野西町、上野向島町、上野西大手町、上野幸坂町、上野下幸坂町、清水町、上野丸之内、上野福居町、上野小玉町、上野魚町、上野相生町、上野紺屋町、上野三之西町、上野徳居町、上野茅町、上野池町、上野恵美須町、上野桑町、上野東日南町、上野西日南町、上野愛宕町、上野鉄砲町、上野万町、上野忍町、平野蔵垣内、平野上川原、平野六反田、平野樋之口、平野見能、平野北谷、平野山之下、平野中川原、平野清水、平野城北町、平野西町、平野東町、緑ヶ丘東町、緑ヶ丘中町、緑ヶ丘本町、緑ヶ丘西町、緑ヶ丘南町、小田町、木興町、八幡町、久米町、守田町、陽光台、四十九町、問屋町、大野木、法花、大内、七本木、朝屋、長田、東高倉、西高倉、西山、岩倉、大谷、三田、野間、諏訪、服部町一丁目、服部町二丁目、服部町三丁目、服部町、印代、一之宮、千歳、佐那具町、外山、坂之下、東条、西条、土橋、山神、西明寺、荒木、寺田、高畑、羽根、喰代、高山、蓮池、上友生、界外、中友生、下友生、生琉里、猪田、笠部、山出、上之庄、依那具、市部、沖、才良、下郡、上郡、森寺、比自岐、摺見、岡波、上神戸、下神戸、枅川、上林、古郡、比土、朝日ヶ丘町、蔵縄手、古山界外、菖蒲池、鍛冶屋、東谷、安場、湯屋谷、予野、白樫、治田、大滝、桂、ゆめが丘一丁目、ゆめが丘二丁目、ゆめが丘三丁目、ゆめが丘四丁目、ゆめが丘五丁目、ゆめが丘六丁目及びゆめが丘七丁目の全部

伊賀市石川、千貝、馬田、田中、馬場、川合、円徳院、波敷野、上友田、東湯舟、湯舟、西湯舟、中友田、下友田及び阿山ハイツの全部

伊賀市野村、中柘植、上村、小杉、楯岡、新堂、御代、柏野、西之澤、川西、川東、希望ヶ丘西一丁目、希望ヶ丘西二丁目、希望ヶ丘西三丁目、希望ヶ丘西四丁目、希望ヶ丘西五丁目、希望ヶ丘東一丁目、希望ヶ丘東二丁目、希望ヶ丘東三丁目、希望ヶ丘東四丁目及び希望ヶ丘東五丁目の全部

伊賀市柘植町字株榎、戸代田、北谷、栂原、水落、惣田、宮ノ前、寺山、下北浦、下馬場谷、北浦、打越、口中山、奥中山、黒杭、上北浦、岸之浦、下山之田、勘定掛、加茂、笠ヶ鼻、沓垣内、五反田、南五反田、北古田、逆塩、下逆塩、中川、安田、桁林、拝野、浦出、荒神平、崩、平尾、石ヶ畑及び丸内の全部

伊賀市柘植町字唐川、上山之田、後黒見、廻り戸、東竹谷、竹谷及び棚田の一部

伊賀市愛田字日置向、浦谷、小林、大畑、長尾、南浦、石坂、野田、堂谷、向、鯛中、小柳、外谷、奥村、神主田、百町、八ヶ尾、広田、金剛石、宮之前、坂之下、界馬場、菰池、切堤、池之尻、水無川、奥北谷、口北谷、脇之畑、椎木谷、遊山、奥ヶ久保、奥之田、構谷、稲首及び小波田の全部

伊賀市下柘植字四子坊、駒田、四反田、市川原、道垣内、物堂、細田、小阪、寺之後、白子尾、道木、宮谷、徳井、広畑、中出構、畑山、針塚、道立、松川、上川原、城之越、川村、茱萸谷、小登、熊ヶ畑、大兀、石尾、二つ川、中野、片裏、柿谷、足原、鹿伏、広芝、浜井場、南出構、界外、城山、西堀、馬場及び段木の全部

伊賀市山畑字長谷、中山、西ヶ崎、子守、四海谷、野畑、瀬古、湯屋、太尾、丸澤、石坂、北山、雲谷、池の尻、上丸澤、野田、砂原、坂東、瀧ヶ口、坂の尻、春日、切畑、折尾、柳原、峠谷、蟻ヶ越、蟻ヶ湯、湯ヶ谷、皿場、向田及び徳井の全部

伊賀市桐ヶ丘一丁目、桐ヶ丘二丁目、桐ヶ丘三丁目、桐ヶ丘四丁目、桐ヶ丘五丁目、桐ヶ丘六丁目、桐ヶ丘七丁目、桐ヶ丘八丁目、阿保、別府、寺脇、岡田、柏尾、青山羽根、老川、川上、福川、川上一丁目、川上二丁目及び川上三丁目の全部

伊賀市伊勢路字高寺、浦木戸、六地蔵、道筋、赤井谷、谷田及び谷の奥の全部

伊賀市下川原字八反田、清水谷、七谷、大坪、六拾苅及び登りの全部

伊賀市北山字八反田、日焼、辻、久保及び浦木戸の全部

伊賀市勝地字谷山、中、猪木、浜井場、川南、冷ヶ谷及び真杉の全部

伊賀市妙楽地字岩崎、永谷、大谷、中正路及び砂田の全部

伊賀市瀧字川向、上切、中切、西切、北浦、谷出及び上出の全部

伊賀市種生字所根、廣代、桑原、岡部及び北野の全部

伊賀市奥鹿野字とがの、みごだ、小井戸、見行谷、折戸、大久保、峯出、小ぎり、梅木谷、はだめ及び出屋敷の全部

伊賀市伊勢路字青山、北山字宮下、勝地字大坪、妙楽地字稲広及び瀧字矢城の一部

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/